

東神楽町立東神楽中学校
学校いじめ防止基本方針



令和7年7月改定

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置
- 3 いじめの防止等に関する措置
 - ・早期発見・事案対処マニュアル
 - ・いじめ発見・見守りチェックシート
 - ・主な相談窓口

III その他の留意事項

- 1 学校評価
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 地域や家庭との連携

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 学校における重大事態の対処
- 3 重大事態対応フロー図

V 学校いじめ防止プログラム

【別紙資料】

＜別紙＞ いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処のための対策に関する基本的な方針を定め、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、東神楽町教育委員会と適切な連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

本校においては、引き続き、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた発達支持的生徒指導を推進していきます。

また、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を全教職員が持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」を基本的な理念として共通認識し、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、教師個々の抱え込みを防ぎ、「学校いじめ対策組織」による、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条	この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2	この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
3	この法律において「生徒等」とは、学校に在籍する生徒又は生徒をいう。
4	この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方をあてはまらないことであると捉え、生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとする「いじめの芽」が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めることを基本とします。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消することを大切にします。

また、生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことを大切にします。

なお、「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められおり、保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（１）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCA サイクルに基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめを適切に理解し、早期に発見するに当たっては、次の①～⑤を共通理解とします。

- ① いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめ

を受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。

- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校では、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能となりますが、これらの場合であっても、いじめに該当することから、法第22条及び条例第23条に基づいて設置する「学校いじめ対策組織」で情報共有して対応します。（※軽重に対して、個人による判断や事案の抱え込みを防ぐ）

- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
（「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまわないささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。）
- ⑤ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「被災児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（３）警察との連携

いじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

（嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。）

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である。」ということはもちろんのこと、「いじめの芽はどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との緊張感をもち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対応などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム^{*P16参照}）、早期発見・事案対応マニュアル^{*P11参照}に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

※ 取組を進めるにあたっては次の点に十分留意します。

- いじめを受けた生徒にも何らかの原因があるという考え方をせず、いじめの芽を摘む指導を行います。発生したいじめについては、その軽重に関わらず、関係者相互の連携のもと早期の解消を目指します。
- 生徒の自己指導能力の伸長を図り、自ら望ましい人間関係の構築や、問題解決能力を育むことを意識し、志をもって未来を拓き、社会で自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校においては、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、同僚性を高めながら出来事の軽重に関わらず、「連絡・報告・相談・確認」を行い、組織的に対応することで、複数の目による見立てをもち、いじめの防止や早期発見、対応につい

て、より実効的な解決に努めることを継続して大切にしていきます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校 いじめ対策組織」を機能させ、積極的な認知及び認知の形骸化防止に努めます。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム^{*P16参照}）の作成や実施の際に、生徒（生徒）や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織^{P6 対策組織*1}を構成するとともに、対処等にあたっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え^{P6 対策組織*2}、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（１）組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

※「疑い」の時点で、個人の抱え込みを防ぎ、個人の判断や指導となってしまうわぬよう、「学年→生徒指導部→管理職」までの共有を図り、対応を協議

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

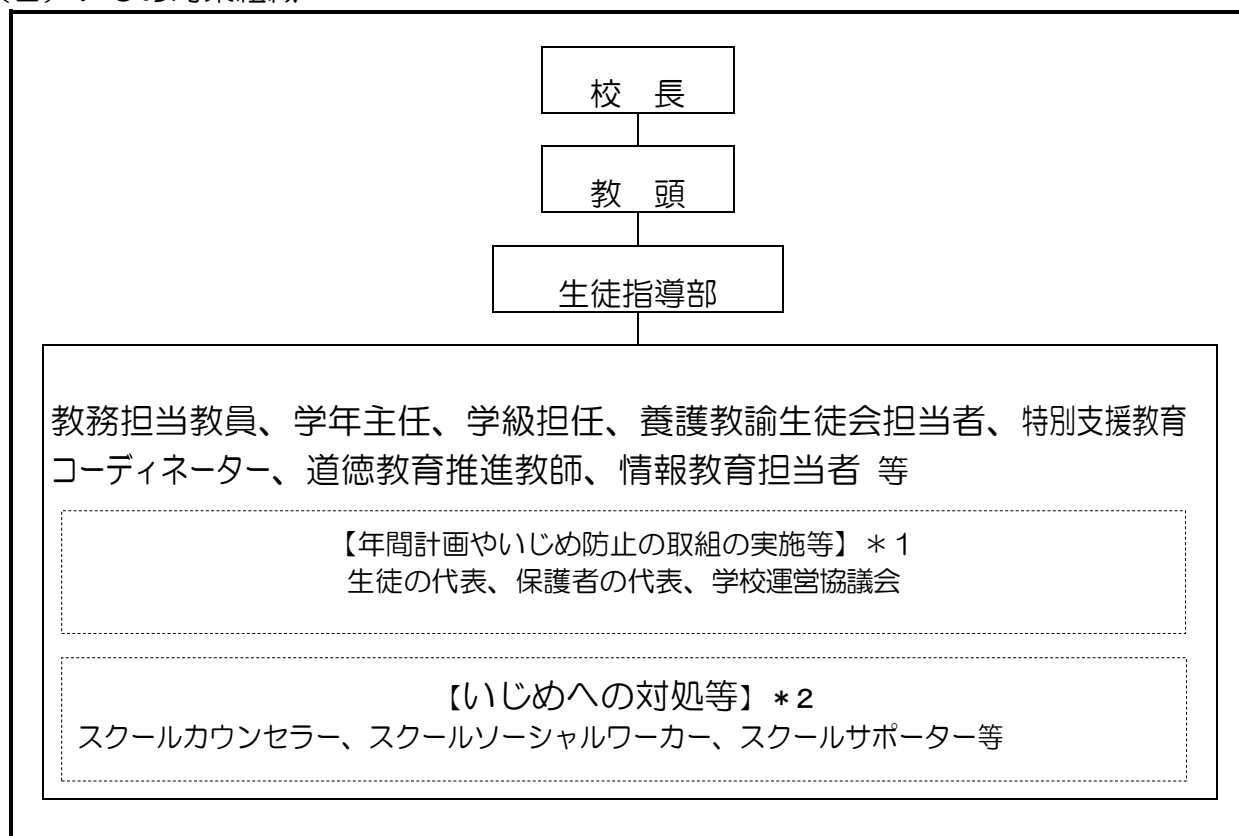
③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成 (発達支持的生徒指導の推進)

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめ

を助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

④自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが
できる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 主体性、課題解決能力の育成を意識し、困難な状況を乗り越えるような体験の機
会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくもの
であることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

⑤生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える
取組を生徒会活動等における自治的な活動を中心に進めます。
- イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意
義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 生徒が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止
めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置 (「いじめ見逃しゼロ」)

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェ
ックシート」^{*P12参照}の活用、定期的な教育相談、チャンス相談の実施などにより、
いじめの早期発見に努めるとともに、生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめ
との関連を常に考慮して早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視した
りすることなく、積極的な認知にあたります。
- ②教育相談を有効活用するとともに、日頃から生徒が相談しやすい雰囲気(チャンス相
談の実施、援助希求的な態度の育成)を醸成します。
- ③生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利
用や関係機関等の電話相談窓口^{*P13参照}について周知し、いじめについて相談しや
すい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさ
せます。
- イ) いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。対策組織の
計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」^{*P14参照}の

活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

②いじめられた生徒及びその保護者への支援

ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。

ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

※ 「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

ウ) 適宜、道徳や学級活動において生徒へのフィードバック（個人情報への漏洩が無いよう注意）を行い、再発防止に努めます。

⑤インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、警察をはじめとする関係機関に報告し、適切な援助を求めます。

⑥性的マイノリティ及び多様な背景を持つ生徒へのいじめへの対応

- ア) 「性的マイノリティ」とされる生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について生徒及び保護者に対して啓発を行います。
- イ) 多様な背景を持つ生徒、および学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該生徒のおかれている特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。
- ウ) 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う人権教育の充実に努めます。
- エ) 生徒のプライバシー十分注意しながら、日ごろから適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。

※ ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

- イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

※ 「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行することとします。

なお、いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてSSWの活用、スクールカウンセラーなどを含めた集団での判断を大前提とします。

②観察の継続

- ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、

いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P14参照を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

(5) 重大事態の発生

ア) 重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。とします。

1 の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

2 の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

《学校としての基本的な押さえ》

重大事態が発生した場合には、町及び道のいじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

※→対応フローについては P15 参照

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 生徒（本人を除く）からの情報
- 生徒（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他



【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長



【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担(対応チームの編成)
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携



【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた生徒への支援
- 周囲の生徒への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（東神楽町くらしの窓口課、旭川児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った生徒への指導
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
- いじめを行った生徒の保護者への助言

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校 内	☐ いじめの行為から、徹底して守り通す。 ☐ 安全確保のための巡視体制を強化する。 ☐ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ☐ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	☐ いじめに関する事実経過を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について、協議する。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □必要に応じて外部の専門家等による助言 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 □<u>命の教育、SOSの出し方に関わる教育の充実</u> □生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒の居場所づくり、絆づくりなど、<u>プロアクティブな視点を伴った学年・学級経営の見直し</u> □豊かな心を育てる指導の工夫 □認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 □組織対応に係る素素の評価・改善 □<u>生徒の自己決定の機会を拡充するとともに、社会性の涵養と、自己指導能力の育成に努める</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 □PTA活動や地域行事への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成 □<u>学校相互間の連携協力体制の整備・学校間における引継ぎシート等の継続的な活用</u> |
|--|--|---|

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名

東神楽中学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行き、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆東神楽町

<住 所>

〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目（教育委員会）

<電話番号>

代 表 83-2113

くらしの窓口課 83-5402

健康ふくし課ふくしグループ 心配ごと相談
83-5430

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30～17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45～17:30

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談も 受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

東神楽町立東神楽中学校

TEL 83-2413

Ⅲ その他の留意事項

1 学校評価

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

Ⅳ 重大事態への対処

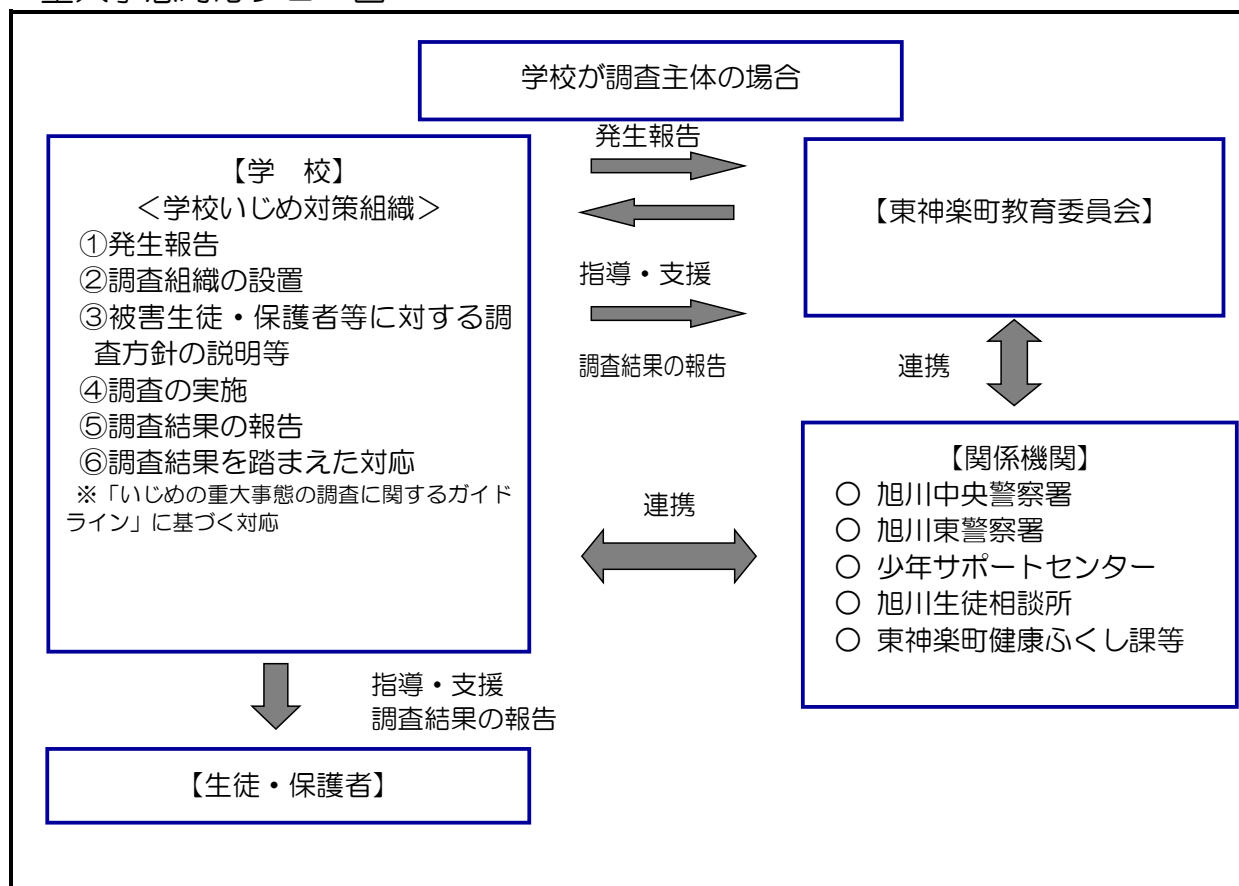
1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



V 東神楽中学校いじめ防止プログラム

※別添のエクセルファイルを使用してください。＜別紙＞

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配を掛けたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、学級担任や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」、「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると、「別に」、「普通」などと言い具体的に答えない。
- ☐メールやライン、インスタグラムの書き込みを今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐「行ってきます」、「ただいま」を言わない。
- ☐気分の浮き沈みが激しい。
- ☐兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐理由もなくイライラする。
- ☐食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐携帯電話の内容を親に見せない。普段と違って見ようとしない。
- ☐いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ちょっとした音に敏感になる。
- ☐友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐持ち物への落書きがある。
- ☐衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐登校を渋る。
- ☐身体を見せたがらない。
- ☐外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐急に誰かを罵ったりする。
- ☐かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐急に友達関係が変わる。
- ☐友達から頻繁に呼び出される。
- ☐学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐学校を転校したいと言い出す。
- ☐金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

V 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

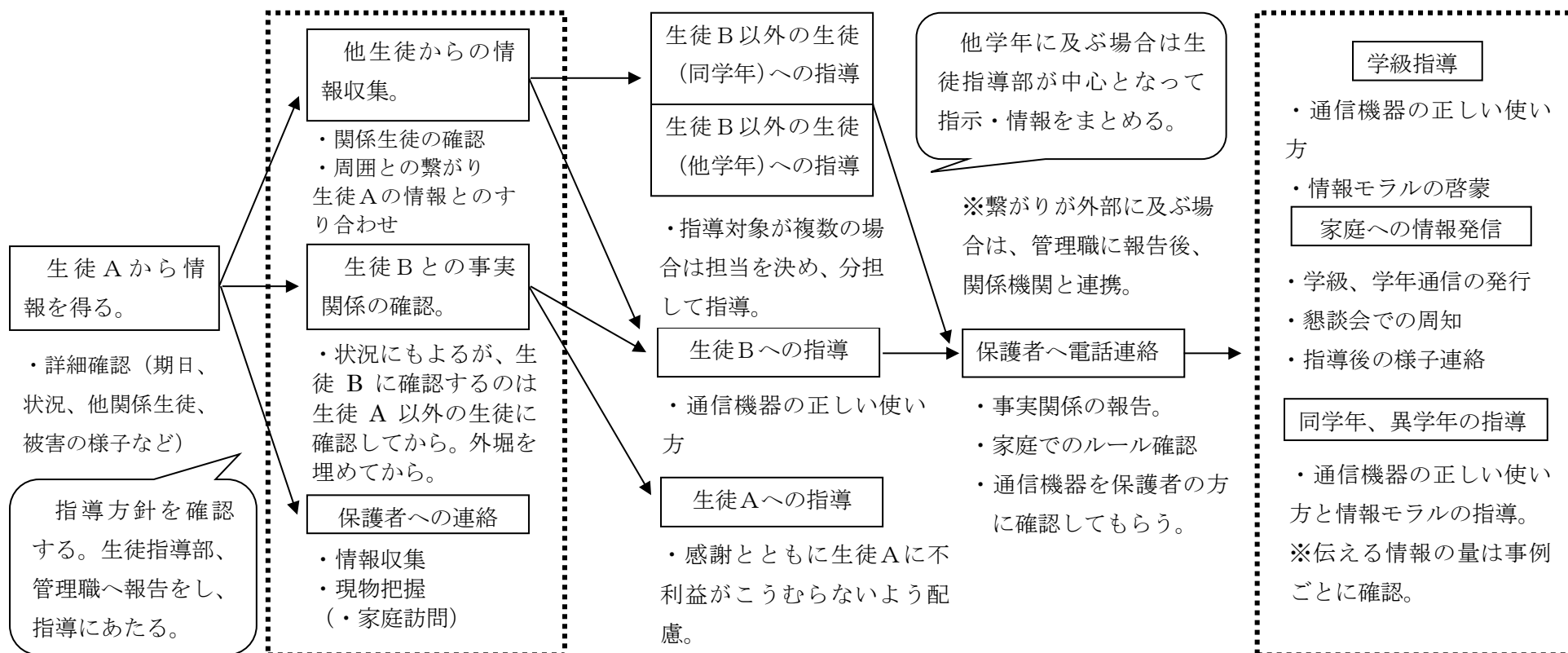
は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○見守り活動の推進(通年) ○学校ネットパトロール(毎月実施)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修(1) ・生徒理解研修①(事例研) ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① ○教育相談①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 ○校内研修(3) ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ○「東神楽町生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②	教職員
生徒	○学校いじめ防止基本方針 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・子ども総合相談センター 等	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等 ○ネット安全教室の実施 ○Q-Uの実施(2学年)	○生徒アンケート調査① ○いじめ・非行防止強化月間①	○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 ・ほっと等	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)	生徒
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ ○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○学校運営協議会 ・1学期の状況及び2学期の取組についての説明		家庭・地域

10月	11月	12月	1月	2月	3月
○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
○校内研修(4) ・生徒理解研修②(事例件)	○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検		○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応	○校下小学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
○校下小学校との連携 ・授業参観 等	○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(三者懇談)			○教育相談③	
○いじめ・非行防止強化月間② ○道教委いじめアンケート調査②	○生徒アンケート調査② ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業		○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○生徒アンケート調査③ ○講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を育む講演会	
	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○学校運営協議会 ・2学期の状況及び3学期の取組についての説明	○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校運営協議会評価部会	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等 ○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議

◇具体的処理事例

(1) 生徒 A から生徒 B に関わる通信機器の不適切な使用（個人情報記載、学校外の不特定多数とのやりとりなど）の情報を得た場合



正確な情報の収集

- ・対応は担任、学年団
- ・学年生徒指導部

指導体制の確認

- ・担任 or 学年団 or 生徒指導
- ・複数で入るか、誰が誰を担当するかを確認

事後の細やかな見とり

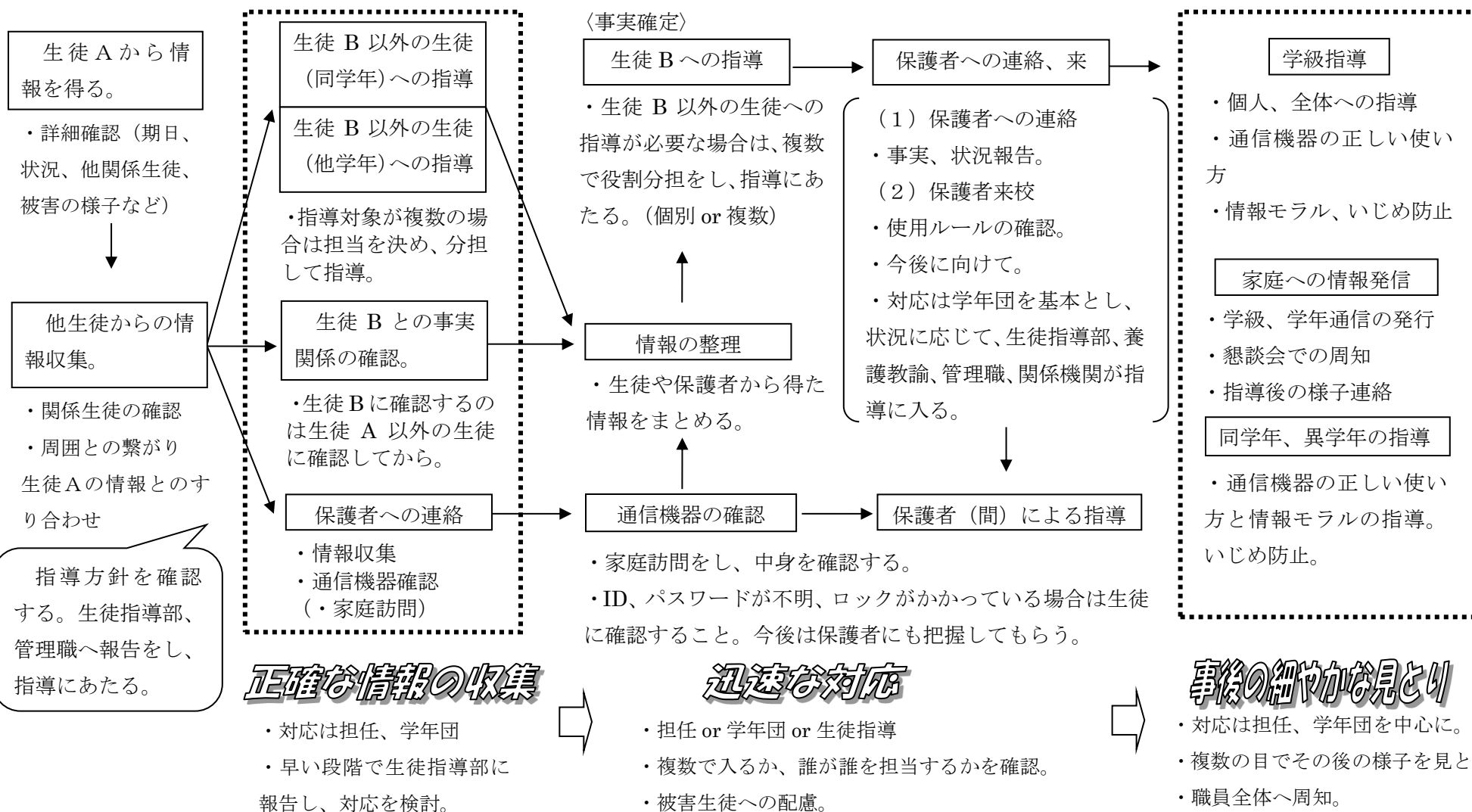
- ・対応は担任、学年団を中心に。
- ・複数の目でその後の様子を見とる。

【留意点】

- ・該当者が複数であればあるほど、正しい情報を捉えるために、情報のすり合わせをおこなう。
- ・家庭でのルールの確認。誰とやり取りをしているか、ID やアカウントを把握し、いつでもすぐに見ることができる状況を作ってもらう。
- ・他校やそれ以上に範囲が及ぶ場合は、情報整理後、速やかに、生徒指導部、管理職に報告し、対応にあたる。（状況に応じていじめの認知）

◇具体的処理事例

(2) 生徒 A から生徒 B によるインターネット上での悪口や陰口の情報を得た場合



【留意点】

- ・いじめに繋がる事例が発覚した際は情報整理、該当生徒を指導後、保護者の方に来校してもらう。(「いじめ対策組織」による認知後)
- ・来校時に通信機器を持参する際は、通信機器を操作しないよう注意を促す。
- ・他校やそれ以上に範囲が及ぶ場合は、情報整理後、速やかに、生徒指導部、管理職に報告し、対応にあたる。